◇ 速 度 取 締 り 指 針 ◇

■朝霞警察署管内では、交通事故の発生状況や住民の皆様の要望などに基づいて、 次の路線や時間帯を重点に、交通事故を抑止するための速度取締りを行います。

速度取締りの重点路線、時間帯等

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
住宅地周辺の市道	6:00~11:00	朝霞、志木、和光	30km/h(指定)
国道298号	17:00~22:00	和光市新倉地内	60km/h(法定)

上記路線のほか、

- 実勢速度が高い国道254号線
- 主要地方道・一般県道 などでも速度取締りを行います。

【重点路線等の選定理由】

死亡事故・重大事故を抑止するため 通勤通学時間帯に住宅地周辺の市道 実勢速度が高い国道298号線におけ る速度取締りを強化します。

〈管内における交通事故発生状況〉(令和7年6月末現在)



○ 死亡事故は、朝霞市内で発生しています。○ 重傷事故は、市道での発生が全体の約50%を占めています。



○ 死亡事故は、午後○時台の時間帯で発生しています。○ 重傷事故は、朝夕の通勤通学時間帯及び夜間に多く発生しています。

~令和7年6月末現在~

- 朝霞警察署管内では死亡事故1件発生し、朝霞市内で発生しています。
- 死亡事故は、午後O時台に発生しています。
- 重傷事故は、朝夕の通勤通学時間帯及び夜間に多く発生し、事故類型では、車両相互による出会い頭、右 左折時の事故が多く、重傷事故の約8割が交差点及びその付近で発生しています。

その他の交通指導取締り

- 交差点及びその付近での交通事故を抑止するため、横断歩行者妨害等の交差点関連違反取締り、前方不 注視・脇見運転等による交通事故を防止するため、携帯電話使用等の取締り、衝突時の被害を軽減するため シートベルト・チャイルドシート違反取締りを行います。
- 小、中学校周辺では、児童生徒の被害防止のため、スクールゾーンでの取締りを行います。
- 交通事故を誘発したり、円滑な交通流を確保するために、管内各駅周辺や住宅街等を中心とした放置駐車 違反取締りを行います。
- このほか、交通事故発生状況に応じ、交通事故が多発している路線、時間帯に事故原因に則した各種違反の取締りを推進します。